

令和 8 年 度

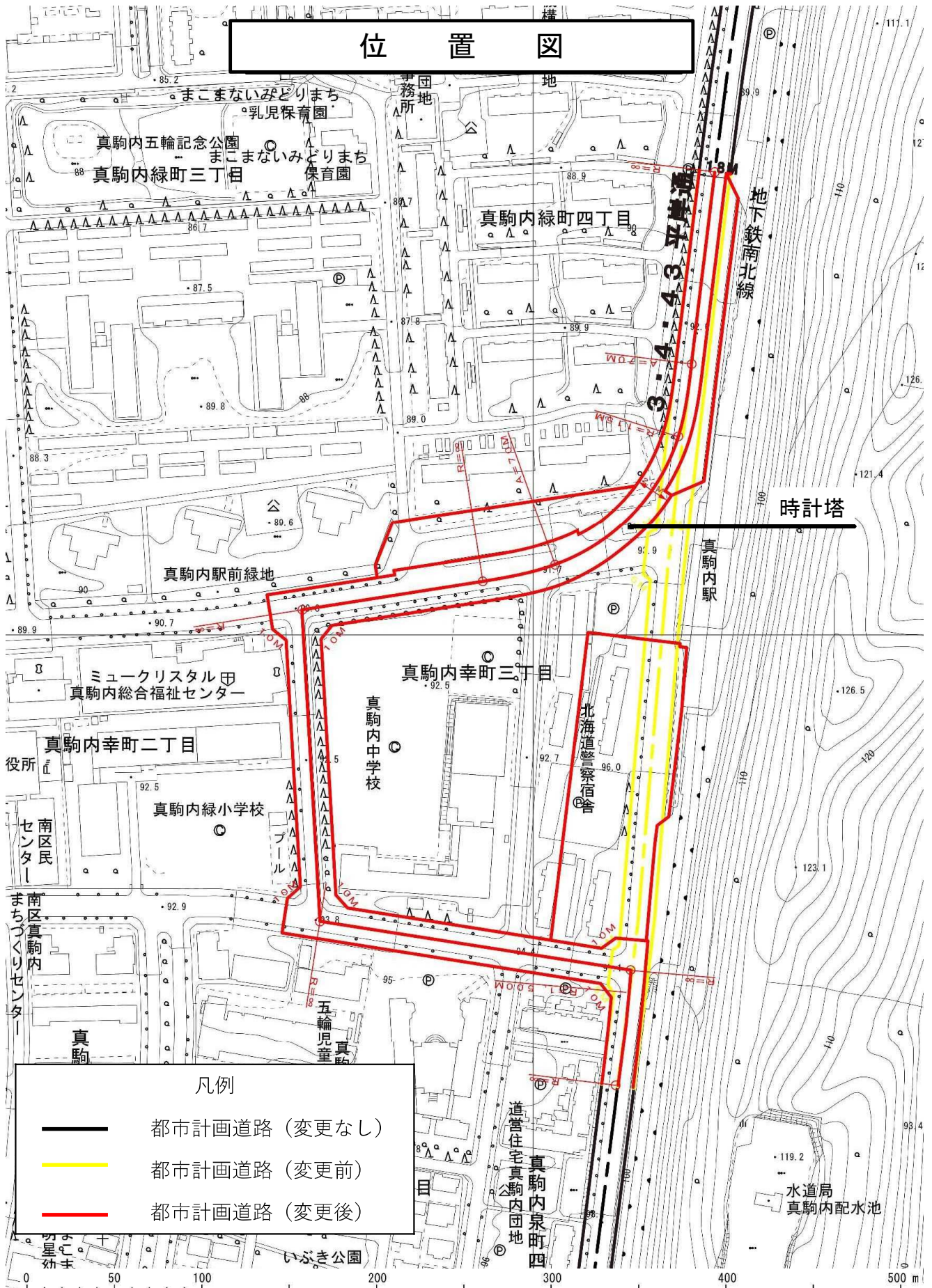
業務設計書（公示用）

業務名： 真駒内駅前地区時計塔移設検討業務

令和 8 年 8 月 単価適用

建設局土木部道路課施設設計画係

位置図



※都市計画道路の決定（変更）については令和7年3月7日告示のもの

()	業務名	真駒内駅前地区時計塔移設検討業務
-----	-----	------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要
時計塔移設移設検討業務 一式
2. 場所
南区真駒内緑町4丁目
3. 期間
契約書に示す着手の日から令和9年1月25日までとする。
4. 図面
別添のとおり
5. 仕様書
「道路構造令」「札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例」「道路土工要綱」「札幌市土木設計業務共通仕様書」「札幌市土木工事共通仕様書」「札幌市土木工事標準設計図集」「歩道施工ガイドライン（札幌市発行）」「道路設計要領（北海道）」その他関連仕様書、要領及び指針による。
6. 特記仕様書
別添のとおり。

特記仕様書

1.業務目的

札幌市では、令和5年11月に真駒内駅前地区の土地利用再編の方向性を具体化する「真駒内駅前地区まちづくり計画」を策定した。また、令和6年3月には3・4・43平岸通の線形を変更し、真駒内駅前を迂回するよう都市計画決定（変更）している。

本業務では、この線形変更に伴い真駒内駅前に設置されている時計塔が支障となることから、その健全性を調査するとともに、そのままの形状や風合いを極力損なうことなく移設が可能かを検討するものである。

2.時計塔について

真駒内駅前に設置されている時計塔は、1972年の札幌冬季オリンピックの開催を記念して設置されたものであり、50年以上経過した現在でも地域のシンボルとして周辺住民に親しまれている。

時計塔の本体工は鉄筋コンクリート柱の中空構造であり、コンクリート表面には天然石壁面材が貼り付けられ、中空部分や基礎工横の地中部には時計装置が格納されている。

また、平成25年度に時計塔の健全度調査を実施した結果、本体工は健全であることが確認され、一部損傷していた天然石壁面材（黒御影石）の貼替や壁面材間のコーキング、鋼製蓋の再塗装などの補修を実施している。

3.着手日

本業務の着手日は令和8年9月28日を予定している。

4.業務内容

（1）計画準備

業務の目的、主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目の内容を記載した業務計画書を作成すること。

①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤打合せ計画、⑥成果品の品質を確保するための計画、⑦成果品の内容・部数、⑧使用する主な図書及び基準、⑨連絡体制（緊急時を含む）、⑩使用する主な機器、⑪照査計画、⑫その他必要事項

（2）既存資料収集・整理

設計図書、補修履歴などの既存資料を収集・整理のうえ、業務に必要な条件について確認を行うこと。

（3）現地踏査

現地状況と既存資料との整合の確認、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行うこと。現地踏査に当たっては、現地にて時計塔や立地状況、周辺環境などを把握し、移設に当たっての課題を整理すること。

（4）健全度調査

健全度調査は、時計塔の本体工や壁面材、鋼製材及び時計装置の劣化や損傷を把握するものであり、調査は近接目視及び打音検査を基本とするが、時計塔の本体工である鉄筋コンクリート柱の中空部分については、ファイバースコープ等による間接目視により実施すること。

調査の実施に当たっては、以下に示す高所作業車の利用を3日間と想定し、直接経費として機械経費を計上する。

高所作業車：トラック架装・伸縮ブーム・バスケット型 作業床高14.0m 積載荷重200kg 定員2名。

また、間接目視に用いるファイバースコープについては、健全度調査に要する直接人件費の割合により算出し、直接経費として機械経費を計上する。

なお、調査の結果、劣化が確認された場合の詳細調査や強度試験等の実施については、担

当者と協議し決定すること。

(5) 移設検討

1) 性能照査

時計塔の本体工及び時計装置の鋼製材（支柱やベースプレート等）が安全性を有しているかの性能照査を行い、再利用することの可否を検討すること。

2) 壁面材の撤去再利用方法の検討

時計塔の移設に際しては、現状の風合いを極力損なうことの無いよう、コンクリート表面に貼り付けられた天然石壁面材の再利用に向けた撤去方法を検討すること。また、健全度調査結果を踏まえて張替必要箇所を計画すること。

3) 施工計画及び仮設計画

時計塔の移設に必要な仮設備の規模や作業工程を検討し、概略施工計画を検討すること。

移設検討に当たっては、一括移設、分割移設、壁面材及び時計設備の部分のみの再利用を含めた比較検討を行うこと。なお、移設場所は現時点で未定であるが、現在位置からの撤去、仮置き、本移設の施工ステップを想定している。

4) 概算工事費算出

検討結果をもとに、時計塔移設の概算工事費を算定すること。

(6) 照査

業務の区切り段階ごとに内容の照査を行うこと。

なお、照査時期については、業務計画書作成時に検討を行い、担当職員の承認を得ること。

(7) 報告書作成

① 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用手引き〔土木業務編〕：（以下、「手引き」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

② 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（DVD-R等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」の解釈に疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「手引き」に基づいて行うものとする。

③ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

5. 打合せ

打合せ協議は以下の回数を予定している。なお、主任設計者はすべての打合せに出席すること。

業務着手時、成果品納品時、中間（3回）

6. 設計留意書の作成

本業務においては、その設計を通じて得た着目点、留意点等（生産性向上の観点から後段階設計時に一層の検討を行うべき事項）後段階の設計時に検討すべき提案をとりまとめた生産性向上設計留意書を作成するものとする。

7. 主任設計者及び照査技術者について

1. 本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

（1） 主任設計者は、下記資格要件分類表の（Ⅱ）の要件を満たす者とする。

（2） 照査技術者は、下記資格要件分類表の（Ⅱ）の要件を満たす者とする

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件（Ⅰ）	技術士（建設部門－ 鋼構造及びコンクリート 、。総合技術監理部門－建設－ 鋼構造及びコンクリート ）、RCCM（ 鋼構造及びコンクリート ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件（Ⅱ）	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（ 鋼構造及びコンクリート ）のいずれかの資格保有者。	
資格要件（Ⅲ）	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上）実務経験を有する者。	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者。
資格要件（Ⅳ）	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上）実務経験を有する者。	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境
	水産土木

別表2

技術士	建設、総合技術監理－建設	（科目問わず）
	上下水道、総合技術監理－上下水道	上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理－農業	農業土木
	森林、総合技術監理－森林	森林土木
	水産、総合技術監理－水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理－応用理学	地質

別表3

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境
	水産土木

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約（再委託）先の名称
- (2) 下請契約（再委託）する理由
- (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
- (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
- (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによつて発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。